

大飯発電所に係る京都府域の  
安全確保等に関する協定書

京 都 府

関 西 電 力 株 式 会 社

## 大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の増設および保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

**第1条** 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（増設に係る建設計画および重要な変更の報告）

**第2条** 乙は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲に報告しなければならない。

2 甲は前項に関し、意見のあるときは、乙に対し意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

**第3条** 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときはその輸送計画について、事前に甲に連絡するものとする。

（平常時の連絡）

**第4条** 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。

- （1） 発電所建設工事の進捗状況
- （2） 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3） 環境放射能測定の実績報告
- （4） 冷却排水の調査報告

（異常時における連絡）

**第5条** 乙は甲に対し、発電所に関して次の各号のいずれかに該当する事態が発生したときは、その旨をただちに連絡するものとする。

- （1） 非常事態が発生したとき。
- （2） 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3） 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- （4） 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。
- （5） 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6） 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7） 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8） 京都府域において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。（放射性汚染が車内にとどまるものおよび単なる自動車事故を含む。）

- (9) 放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。
- (10) 発電所に故障が発生したとき。
- (11) その他上記各号に準ずる異常が発生したとき。

(現地確認)

**第6条** 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、または甲の職員に発電所の現地確認をさせることができるものとする。

2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、乙に対して意見を述べることができる。

(損害の補償)

**第7条** 発電所の保守運営に起因して、地域住民に損害を与えた場合は、乙は誠意をもって補償するものとする。

(原子力防災対策)

**第8条** 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(報道発表の連絡)

**第9条** 甲または乙が発電所に関して報道発表を行う場合は、相互に連絡するものとする。

(連絡の方法)

**第10条** 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条および前条に掲げる事項については、口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡の発受信者)

**第11条** 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ発受信責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

**第12条** この協定書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

**第13条** この協定書に定めた事項について、疑義が生じたときまたは定めのない事項に

については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年8月17日

甲 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府知事 山 田 啓 二

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社  
取締役社長 岩 根 茂 樹

大飯発電所に係る綾部市域の  
安全確保等に関する協定書

綾 部 市

関 西 電 力 株 式 会 社

## 大飯発電所に係る綾部市域の安全確保等に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の増設および保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

**第1条** 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（増設に係る建設計画および重要な変更の報告）

**第2条** 乙は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲に報告しなければならない。

2 甲は前項に関し、意見のあるときは、乙に対し意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

**第3条** 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときはその輸送計画について、事前に甲に連絡するものとする。

（平常時の連絡）

**第4条** 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。

- （1） 発電所建設工事の進捗状況
- （2） 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3） 環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

**第5条** 乙は甲に対し、発電所に関して次の各号のいずれかに該当する事態が発生したときは、その旨をただちに連絡するものとする。

- （1） 非常事態が発生したとき。
- （2） 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3） 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- （4） 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。
- （5） 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6） 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7） 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8） 綾部市域において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。（放射性汚染が車内にとどまるものおよび単なる自動車事故を含む。）
- （9） 放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。

- (10) 発電所に故障が発生したとき。
- (11) その他上記各号に準ずる異常が発生したとき。

(現地確認)

**第6条** 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、または甲の職員に発電所の現地確認をさせることができるものとする。

2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、乙に対して意見を述べることができる。

(損害の補償)

**第7条** 発電所の保守運営に起因して、綾部市民に損害を与えた場合は、乙は誠意をもって補償するものとする。

(原子力防災対策)

**第8条** 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(報道発表の連絡)

**第9条** 甲または乙が発電所に関して報道発表を行う場合は、相互に連絡するものとする。

(連絡の方法)

**第10条** 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条および前条に掲げる事項については、口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡の発受信者)

**第11条** 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ発受信責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

**第12条** この協定書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

**第13条** この協定書に定めた事項について、疑義が生じたときまたは定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年8月17日

甲 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市長 山崎善也

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根茂樹

大飯発電所に係る南丹市域の  
安全確保等に関する協定書

南 丹 市

関 西 電 力 株 式 会 社

## 大飯発電所に係る南丹市域の安全確保等に関する協定書

南丹市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の増設および保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

**第1条** 乙は、発電所の増設および保守運営にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、この協定を誠実に履行し、発電所周辺の環境の安全を確保するため、万全の措置を講ずるものとする。

（増設に係る建設計画および重要な変更の報告）

**第2条** 乙は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲に報告しなければならない。

2 甲は前項に関し、意見のあるときは、乙に対し意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

**第3条** 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときはその輸送計画について、事前に甲に連絡するものとする。

（平常時の連絡）

**第4条** 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡するものとする。

- （1） 発電所建設工事の進捗状況
- （2） 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3） 環境放射能測定の結果報告

（異常時における連絡）

**第5条** 乙は甲に対し、発電所に関して次の各号のいずれかに該当する事態が発生したときは、その旨をただちに連絡するものとする。

- （1） 非常事態が発生したとき。
- （2） 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （3） 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- （4） 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。
- （5） 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- （6） 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （7） 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （8） 南丹市域において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。（放射性汚染が車内にとどまるものおよび単なる自動車事故を含む。）
- （9） 放射性物質の盗取または所在不明が発生したとき。

- (10) 発電所に故障が発生したとき。
- (11) その他上記各号に準ずる異常が発生したとき。

(現地確認)

**第6条** 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、または甲の職員に発電所の現地確認をさせることができるものとする。

2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、乙に対して意見を述べるることができる。

(損害の補償)

**第7条** 発電所の保守運営に起因して、南丹市民に損害を与えた場合は、乙は誠意をもって補償するものとする。

(原子力防災対策)

**第8条** 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(報道発表の連絡)

**第9条** 甲または乙が発電所に関して報道発表を行う場合は、相互に連絡するものとする。

(連絡の方法)

**第10条** 乙は甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条および前条に掲げる事項については、口頭または電話（ファクシミリを含む。）で連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡の発受信者)

**第11条** 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ発受信責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

**第12条** この協定書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

**第13条** この協定書に定めた事項について、疑義が生じたときまたは定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年8月17日

甲 京都府南丹市園部町小桜町47番地

南丹市長 佐々木 稔 納

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社  
取締役社長 岩 根 茂 樹